

# 山陽小野田市都市計画公園の見直し方針

| 目 次            |    |
|----------------|----|
| 第1章 都市公園・緑地    | 1  |
| 第2章 現況         | 3  |
| 第3章 背景         | 7  |
| 第4章 見直しの必要性・方針 | 10 |
| 第5章 公園の見直し評価   | 13 |
| 参考資料           | 18 |

山陽小野田市  
令和2年（2020年）

はじめに

全国的にこれまでの都市計画は、人口の増加や経済の発展、市街化の拡大を前提として計画決定されてきました。しかし、計画決定された公園、道路、下水道などの都市施設や、土地区画整理事業などの市街地開発事業の中には、長期間にわたり事業に着手できず現在に至っている状況があります。

本市においても、人口の増加による市街地の拡大、成長を前提とした時期に、都市計画公園を計画決定し、優先度の高いものから順次整備を行ってきましたが、少子高齢化の進行、人口減少に伴う地域経済の縮小、施設の維持管理費や更新費用の増大などにより今後の財政状況が懸念されています。また、都市計画決定された区域内での市街化も進んでおり、新たな用地買収の発生など多大な資金が必要となる公園の整備については事業化のめどが立っていない状況にあります。

このような中、平成２７年３月に緑に関する最上位計画にあたる『山陽小野田市緑の基本計画』を策定し、長期未着手となっている都市計画公園については、見直しを進める方針に位置付けました。

この見直しを円滑に進めるため、本市の特性や実情に応じた『山陽小野田市都市計画公園の見直し方針』を策定し、長期間未着手となっている都市計画公園の今後のあり方や、これからの公園整備についての基本的な方針を示すこととしました。

## 1. 公園・緑地の効果

公園・緑地の効果は、一般に『存在効果』と『利用効果』とに大別されます。存在効果とは、公園・緑地が存在することによって都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果であり、利用効果とは、公園・緑地を利用する市民にもたらされる効果です。

表-1 公園・緑地の効果

| 効果の分類 | 内容                    |                                                             |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------|
| 存在効果  | (1)都市形態規制効果           | 無秩序な市街化の連坦の防止、都市の発展形態の規制・誘導                                 |
|       | (2)環境衛生的効果            | ヒートアイランドの緩和、都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止、省エネルギー効果等        |
|       | (3)防災効果               | 大規模地震・火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、災害危険地の保護等                    |
|       | (4)心理的效果              | 緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養                      |
|       | (5)経済的效果              | 緑の存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化的・歴史的資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値 |
| 利用効果  | (1)心身の健康の維持増進効果       |                                                             |
|       | (2)子どもの健全な育成効果        |                                                             |
|       | (3)競技スポーツ、健康運動の場      |                                                             |
|       | (4)教養、文化活動等様々な余暇活動の場  |                                                             |
|       | (5)地域のコミュニティ活動、参加活動の場 |                                                             |

## 2. 都市公園とは

都市公園とは、都市計画区域<sup>※1</sup>内において、都市公園法に基づき地方公共団体や国が設置し管理する公園、緑地のことをいいます。

### ※1【都市計画区域】

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、一つの都市として、総合的に整備、開発、保全する必要がある区域をいい、都市計画法の適用を受けます。

### 3. 都市計画公園とは

都市計画公園とは、都市計画法に基づき、都市計画において定められるべき都市施設※<sup>2</sup>の中の公園、緑地のことをいいます。

都市施設を都市計画に定めるには、都市計画決定の手続きを行わなければなりません。

都市計画決定に基づき整備された公園が、都市公園として位置づけられます。

#### ※2【都市施設】

円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するとともに将来の土地利用や交通体系等に対応するため、都市計画区域において適切な規模で適正に配置されるものです。

公園、緑地の他、道路、火葬場、学校、ごみ焼却場、駅前広場、下水道などがあります。

### 4. 都市公園の分類

都市公園は、その内容に応じて下表のように分類されています。

表-2 都市公園の現況【山陽小野田市】

| 種類     | 種別   | 内容                                           | 標準面積<br>(ha)        | 例<br>(市内の開設公園)              |
|--------|------|----------------------------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園                | 0.25ha              | 高千帆公園<br>笹尾公園<br>寝太郎公園 等    |
|        | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園                | 2ha                 | 本山岬公園                       |
|        | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園              | 4ha                 | 小野田中央公園<br>縄地ヶ鼻公園<br>糸根公園 等 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 全市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園      | 都市の規模に応じ<br>10～50ha | 竜王山公園<br>物見山公園 等            |
|        | 運動公園 | 全市民の主として運動の用に供することを目的とする公園                   | 都市の規模に応じ<br>15～75ha | 末広公園(未開設)                   |
| 大規模公園  | 広域公園 | 主として全市の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園    | 50ha 以上             | 江汐公園                        |
| 緩衝緑地等  | 特殊公園 | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。       |                     | 小野田霊園                       |
|        | 都市緑地 | 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地 | 0.1ha 以上            | 東沖緑地<br>浜河内緑地<br>新沖緑地 等     |

## 第2章 現況

### 1. 都市公園・緑地の現状

平成31年4月時点での本市の市民一人当たりの都市公園面積は46.5㎡であり、全国平均10.5㎡及び山口県15.8㎡を大きく上回っている状況にあります。

都市公園法施行令において、都市公園の市民一人当たりの標準面積は10.0㎡以上とされていますが、平成23年11月の都市計画法施行令の改正により、この指標は参考に考慮するとなり、市の裁量による水準規定が条例に委任されることとなりました。なお、本市の公園整備は全国的にも高水準であることもあり公園整備に関する条例は制定されていません。

表-3 都市公園・緑地の現況（平成31年4月）

| 種類         | 種別   | 箇所数 | 開設面積<br>(ha) |
|------------|------|-----|--------------|
| 住区基幹<br>公園 | 街区公園 | 48  | 13.51        |
|            | 近隣公園 | 1   | 3.50         |
|            | 地区公園 | 5   | 22.27        |
| 都市基幹<br>公園 | 総合公園 | 3   | 73.26        |
|            | 運動公園 | 0   | 0.00         |
| 広域公園       |      | 1   | 143.22       |
| 緑地         |      | 5   | 35.94        |
| 墓園         |      | 1   | 0.60         |
| 小計         |      | 64  | 292.30       |

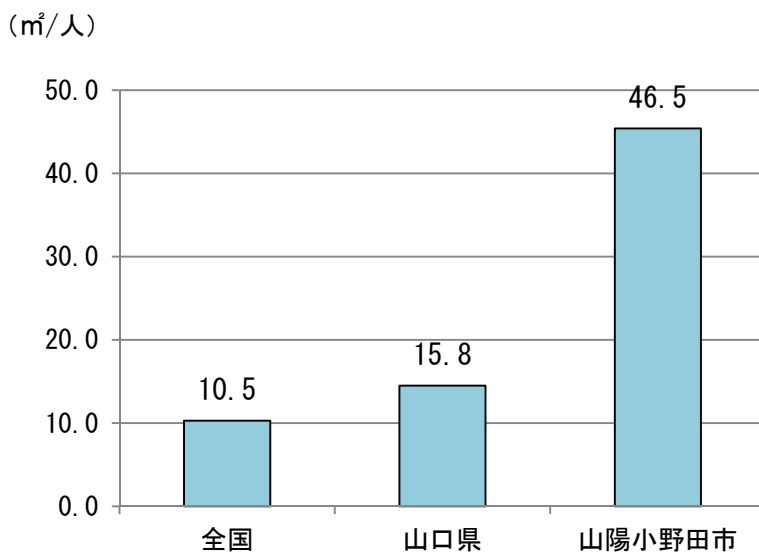


図-1 市民1人当たり都市公園面積

## 2. 都市計画公園・緑地の現状

都市計画公園の現況は下表のとおりで、52 箇所、351.30ha が計画決定されており、40 箇所、283.23ha が開設済みです。

表-4 都市計画公園の現況（平成31年4月）

| 種類     | 種別   | 計画  |              | 開設  |              |
|--------|------|-----|--------------|-----|--------------|
|        |      | 箇所数 | 計画面積<br>(ha) | 箇所数 | 開設面積<br>(ha) |
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 36  | 12.49        | 26  | 8.23         |
|        | 近隣公園 | 2   | 5.73         | 1   | 3.50         |
|        | 地区公園 | 4   | 18.58        | 4   | 18.58        |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 3   | 98.60        | 3   | 73.26        |
|        | 運動公園 | 1   | 12.00        | 0   | 0.00         |
| 広域公園   |      | 1   | 146.30       | 1   | 143.22       |
| 緑地     |      | 4   | 42.40        | 4   | 35.84        |
| 墓園     |      | 1   | 15.20        | 1   | 0.60         |
| 小計     |      | 52  | 351.30       | 40  | 283.23       |

## 3. 都市計画公園の課題

本市の都市計画公園は、全体の約8割が開設済みで、残りの約2割が未開設となっています。

これまでの都市計画は、人口の増加や経済の発展、市街地の拡大を前提として計画決定されてきました。しかし、都市計画決定された公園には、用地取得や移転補償に多額の費用を要するため長期間事業に着手できない、あるいは着手しても用地取得が進まないなどを理由に長期にわたり整備が行われず現在に至っているものがあります。

また、既に全国や山口県平均を大きく上回る整備水準に達しており、今後は既存公園の維持管理にかかる費用が増加していくことが見込まれるため、未着手の公園については今後も事業化の見込みがたたない状況が続くことが懸念されます。

これは公園予定区域の地権者の権利を制限し続けることにもつながるため、長期間未着手となっている都市計画公園の扱いについて検証を行うことが課題となっていました。

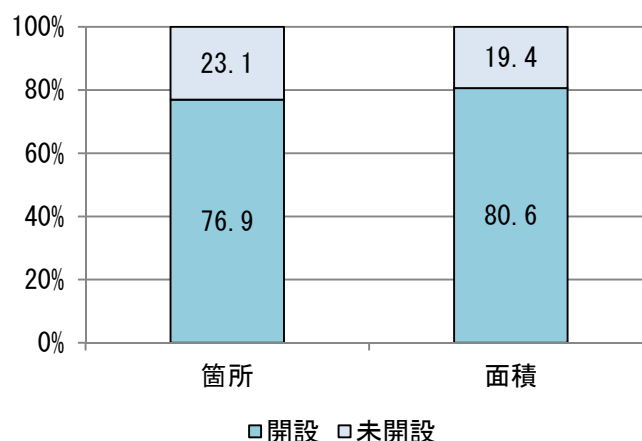


図-2 都市計画公園の開設状況

#### 4. 都市公園の整備に対する市民意識

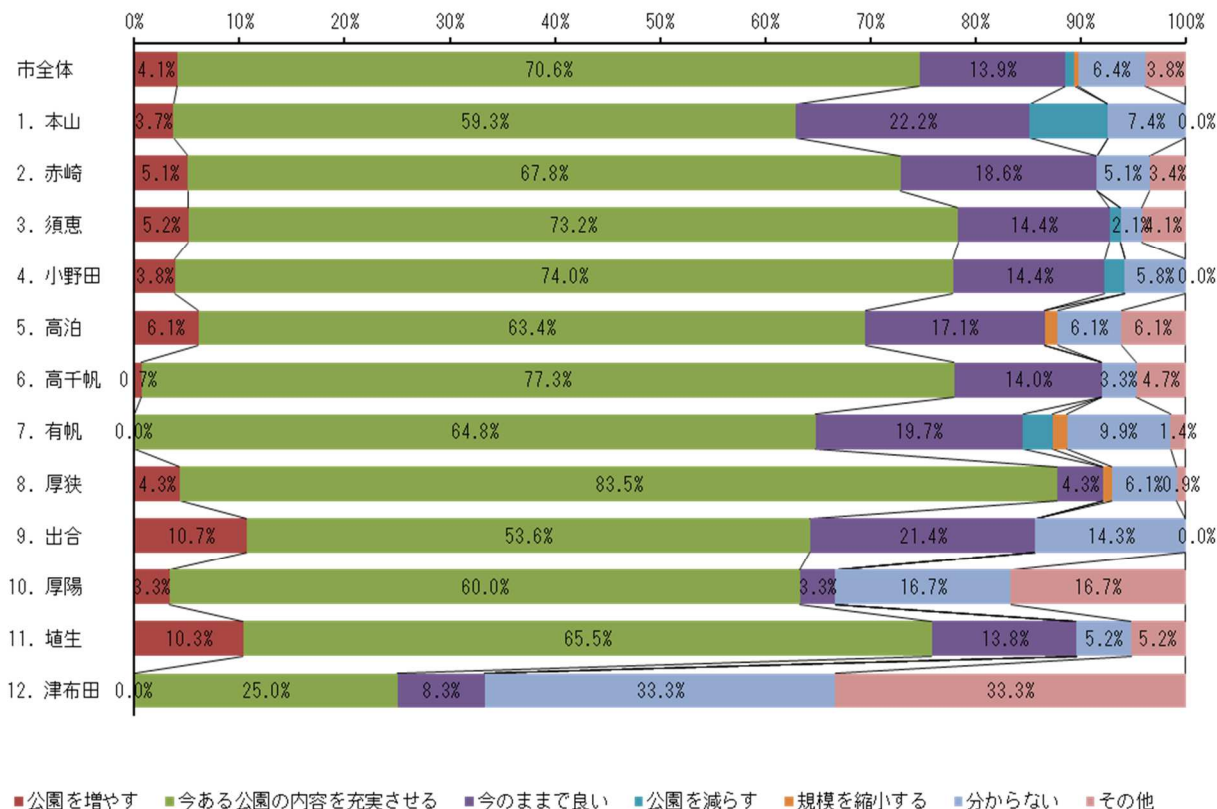
市民が現状の都市公園の整備状況から、今後、都市公園をどのように整備していくことを望んでいるかを把握する目的でアンケートを実施しました。

表-5 アンケート概要

| 項目   | 内容        |
|------|-----------|
| 調査対象 | 市内在住18才以上 |
| 対象者  | 2,000人    |
| 回収数  | 846人      |
| 回答率  | 42.3%     |

アンケートの結果は、「今ある公園の内容を充実させる」が約70%と最も多くなっています。次に「今のままで良い」が多い結果でした。「公園を増やす」は約4%であり、多くの市民が現状の都市公園の整備状況に満足していることが分かりました。

地域別では、津布田地区において「公園を減らす」及び、「規模を縮小する」の割合が多い結果でしたが、地域人口が他地区に比べて少ないことや、地域の大部分が山林であるなどの地域特性に起因すると推測されます。なお、地域別は若干のバラツキはあるものの市全体と概ね類似した結果でした。



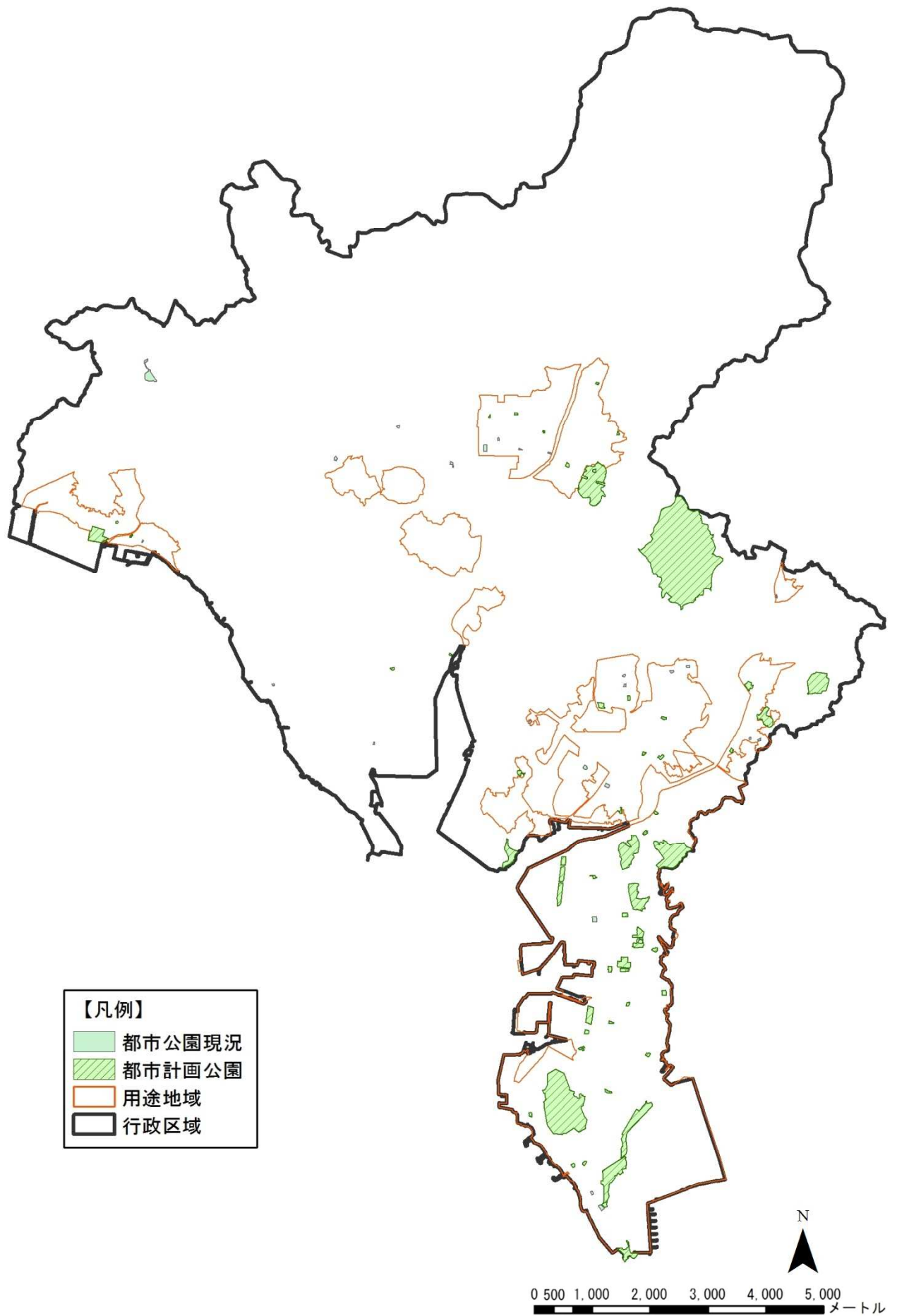


図-3 公園位置

## 1. 上位計画との関係

### (1) 公園の将来像

山陽小野田市緑の基本計画では、『みんなで緑を守り育て、住み良い暮らしにつなぐ 山陽小野田』を基本理念としています。

この中で、都市の骨格を形成する山の樹林、丘陵地の緑を守り、緑の拠点をまちの緑やみちの緑、水辺等をネットワークすることにより、定住や交流豊かな住み良い暮らしにつなげる緑の形成を目指します。また、これらの将来像を構成する緑の要素について、質的な向上に磨きをかけしていきます。

### (2) 公園の配置方針

山陽小野田市緑の基本計画では、緑が有する4つ（環境保全、レクリエーション、防災、景観）の観点から、緑の配置方針を設定しています。

#### 【緑の配置方針】

##### ①環境保全の観点による緑の配置方針

本市北部に連なる緑豊かな山林や中央部に広がる樹林地、水源涵養等の生物の生育・生息地や地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、生物とのふれあいの場、快適な都市環境など環境保全に資する緑は保全します。

##### ②レクリエーションの観点による緑の配置方針

既存の広場や運動場を活用しながら、身近な公園である住区基幹公園や総合的なレクリエーション利用が目的である都市基幹公園等や、菩提寺山市民の森等の公園以外の施設も含めバランスよく配置します。また、市を代表する緑として、江汐公園と竜王山公園などの大規模な公園の質的向上や内容の充実を目指します。

##### ③防災の観点による緑の配置方針

公園は避難場所としての機能を持つだけでなく、延焼防止や復興・復旧の拠点としての役割も担っており、安全性の確保に必要な配置を計画します。特に人口が集積する市街地は、防災面からも緑の必要性の高い地域であり、緩衝緑地や公園を代替するオープンスペースや残存している緑の保全などにより、都市防災性の向上を目指します。

##### ④景観の観点による緑の配置方針

本市のシンボルである江汐公園や竜王山公園には多くの人々が訪れます。観光や交流にも効果があり、「山陽小野田市」を象徴するようなアピール性の強い緑を整備、保全していきます。また、景観の向上は居住環境を高め、定住化の促進にもつながります。このため、公園の適切な維持管理による景観の向上や、公共施設や民有地などの緑化を進め、市民が誇りを持って、誰もが訪れたいと思える都市づくりを推進します。

### (3) 公園の適正配置（整備方針）

都市公園緑地の適正な配置に努めます。また、長期未着手の都市公園については、公園の配置状況をはじめ、環境、レクリエーション、景観、防災機能など多角的な視点から、公園の必要性や整備の実現性等を考慮しながら見直しを行います。

表-6 各種公園の整備方針

| 公園種別 | 整備方針                                                                                             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 街区公園 | 最も身近な公園であり、日常のレクリエーションの場や災害時の一時的な避難広場等として、0.25ha(おおむね 250m 以内の範囲)を標準に配置します。                      |
| 近隣公園 | 地域コミュニティの核となるものであり、小学校区を単位として、既存近隣公園、地区公園との配置バランスに留意して、2ha(おおむね 500m 以内の範囲)を標準に配置します。            |
| 地区公園 | 地区公園は既に5箇所整備し、充足していることから新たな配置は行わず、既存公園の利用促進に努めます。                                                |
| 総合公園 | 総合公園は既に3箇所整備しています。二番堤公園については、必要性や実現性を踏まえて、未供用区域の見直しを検討します。                                       |
| 運動公園 | 運動公園は1箇所都市計画決定していますが未供用となっており、既存の運動施設の配置バランスに留意し、その必要性、実現性を踏まえて、見直しを検討します。                       |
| 広域公園 | 市内・市外の広範なレクリエーション利用に対応する江汐公園は、子どもからお年寄りまでが安心・快適に過ごせるような施設整備に努め、豊かな自然を活かした憩いの場として利用される公園づくりを進めます。 |
| 特殊公園 | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊公園では、他の施策によって保全を行うものとして、新たな配置は行いません。                                       |
| 都市緑地 | 市街地に残る既存樹林地は、市民の協力を得て新たに都市緑地等に指定するなど、その保全に努めます。                                                  |

## 2. 社会情勢

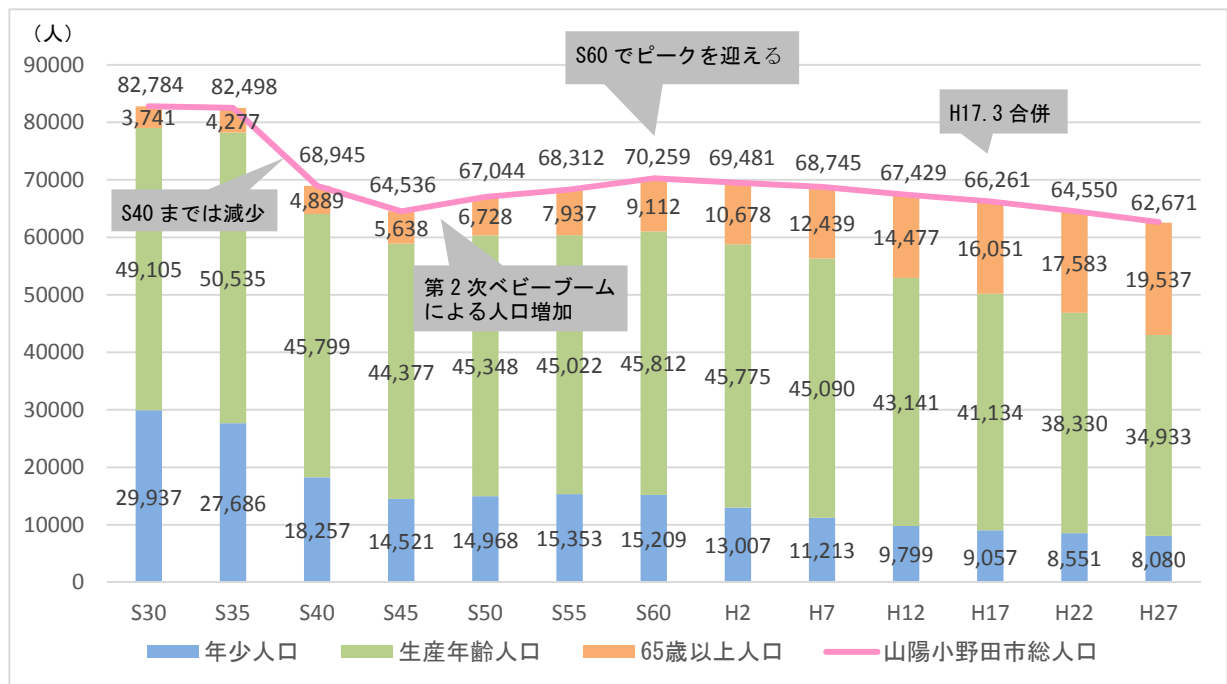
### (1) 人口減少及び少子高齢化

本市における人口動向は、高度経済成長期である昭和35年(1960年)から昭和45年(1970年)にかけて減少しましたが、昭和45年(1970年)以降の第2次ベビーブームの到来により人口増加に転じ、以降昭和60年(1985年)の70,259人でピークを迎えました。

昭和60年(1985年)以降は人口減少に転じ、緩やかに減少し続けており、平成27年(2015年)には62,671人と過去の最低人口であった昭和45年(1970年)を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

このことから、公園緑地を利用する人口についても減少することが予測され、今後の公園整備の水準についても検討が必要です。

また、少子高齢化の進行に伴い公園緑地を利用する年齢層や利用形態も変化していくことが予想され、今後の公園緑地の整備量とともに施設の内容のあり方についても検討が必要な状況にあります。



「資料：国勢調査」 ※総人口は年齢不詳を含む。

図-4 年齢階級(3区分)別人口及び総人口の推移

|               | 令和2年<br>(2020年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和17年<br>(2035年) | 令和22年<br>(2040年) | 令和27年<br>(2045年) | 令和32年<br>(2050年) | 令和37年<br>(2055年) | 令和42年<br>(2060年) |
|---------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人口の見通し<br>(人) | 60,865          | 59,658          | 57,817           | 56,052           | 54,272           | 52,490           | 50,957           | 49,676           | 48,526           |

「資料：山陽小野田市人口ビジョン」

表-7 人口の長期見通し

## 第4章 見直しの必要性・方針

### 1. 見直しの必要性

本市の都市計画公園の多くは昭和30年に都市計画決定され、未開設区域のある公園は計画決定後60年以上が経過し、社会情勢の変化、都市構造の変化により、宅地化が進行している区域が多くあります。

また、都市計画公園の区域内では、将来の事業を円滑に進めるため、都市計画法に基づき、建築の制限がかけられています。この制限は、事業化の際に建築物の移転補償等の費用を必要最低限に抑える仕組みですが、区域内に土地を所有される方には、公園事業が長期間にわたり進まないことにより建替、売買等の将来の生活設計に問題が発生します。

さらに少子高齢化の進行、人口減少に伴う地域経済の縮小などにより、今後の財政状況の懸念とともに施設の維持管理費や更新費用も必要となることから公園の整備については事業化の目処がたっていない状況にあります。

このようなことから、長期未着手の都市計画公園については都市計画決定の経緯も踏まえ、都市の現況に適合するように公園計画を見直す必要があります。

### 2. 見直し対象公園

長期未着手の都市計画公園（部分開設している公園※<sup>3</sup>も含む）のうち、現在のところ事業着手について具体的な整備計画がないものを見直しの対象とし、下表に一覧として示します。

表-8 見直し対象公園一覧

| 公園名   | 公園種別 | 計画面積<br>(ha) | 計画年月日    | 開設面積<br>(ha) | 開設年月日    |
|-------|------|--------------|----------|--------------|----------|
| 目出公園  | 街区公園 | 0.47         | S30.3.31 | —            | —        |
| 千代町公園 | 街区公園 | 0.56         | S30.3.31 | —            | —        |
| 丸河内公園 | 街区公園 | 0.38         | S30.3.31 | —            | —        |
| 港町公園  | 街区公園 | 0.67         | S30.3.31 | —            | —        |
| 野来見公園 | 街区公園 | 0.22         | S30.3.31 | —            | —        |
| 西の浜公園 | 街区公園 | 0.35         | S30.3.31 | —            | —        |
| 上の台公園 | 街区公園 | 0.33         | S30.3.31 | —            | —        |
| 大浜公園  | 街区公園 | 0.29         | S30.3.31 | —            | —        |
| 大須恵公園 | 街区公園 | 0.65         | S30.3.31 | —            | —        |
| 杵築公園  | 近隣公園 | 2.23         | S30.3.31 | —            | —        |
| 末広公園  | 運動公園 | 12.00        | S30.3.31 | —            | —        |
| 二番堤公園 | 総合公園 | 12.30        | S30.3.31 | 4.23         | S61.10.1 |
| 小野田霊園 | 墓園   | 15.20        | S30.3.31 | 0.6          | S46.4.1  |

※3【部分開設している公園】計画決定区域の大部分が未開設となっている公園。

### 3. 長期未着手都市計画公園の見直し方針

国の都市計画運用指針においても、長期間未着手となっている都市計画施設については、その必要性の検証を行い適時適切な見直しを行うことが望ましいという考え方が示されています。

したがって、本市においても都市計画公園の課題に対応するために、長期未着手となっている都市計画公園について、公園の周囲の状況や公園予定地の現状を踏まえつつ、以下の点に配慮して見直しを行うこととしました。

#### 【見直しの視点】

##### ①地域の現状に併せた見直し

見直し対象公園周辺の人口動向や土地利用等の現状や、既存公園、緑地の分布状況、今後の公園整備計画など、地域の現状を的確に踏まえて見直しを行います。

##### ②公園機能に配慮した見直し

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能など、公園が持つ機能や役割を十分に備えるとともに、その機能を地域づくりのために活用できるよう見直しを行います。

##### ③公園整備事業の実現性に配慮した見直し

都市計画公園区域内の地形や現状の土地利用の状況、建築物、工作物の立地状況を確認しつつ、公園整備事業における費用対効果などを想定し、公園整備事業の実現性に十分配慮した見直しを行います。

##### ④市民意向を踏まえた見直し

パブリックコメントや説明会などの実施により、市民への周知及び意向把握に努め、地域住民や地権者と合意形成を図りながら見直し作業を進め、地域住民に親しまれる公園整備を進めます。

### 4. 都市計画公園の整備方針

本市の市民1人当たりの都市公園面積は全国及び山口県の値を、大きく上回っているだけでなく、市民アンケートの結果からも都市公園の整備状況については既に満足のいく状況と判断できます。そのため、新たな都市公園の整備・配置については今後の人口減少、財政状況の悪化など社会情勢の変化や市民要望などを踏まえつつ必要性が生じた段階で検討することとします。

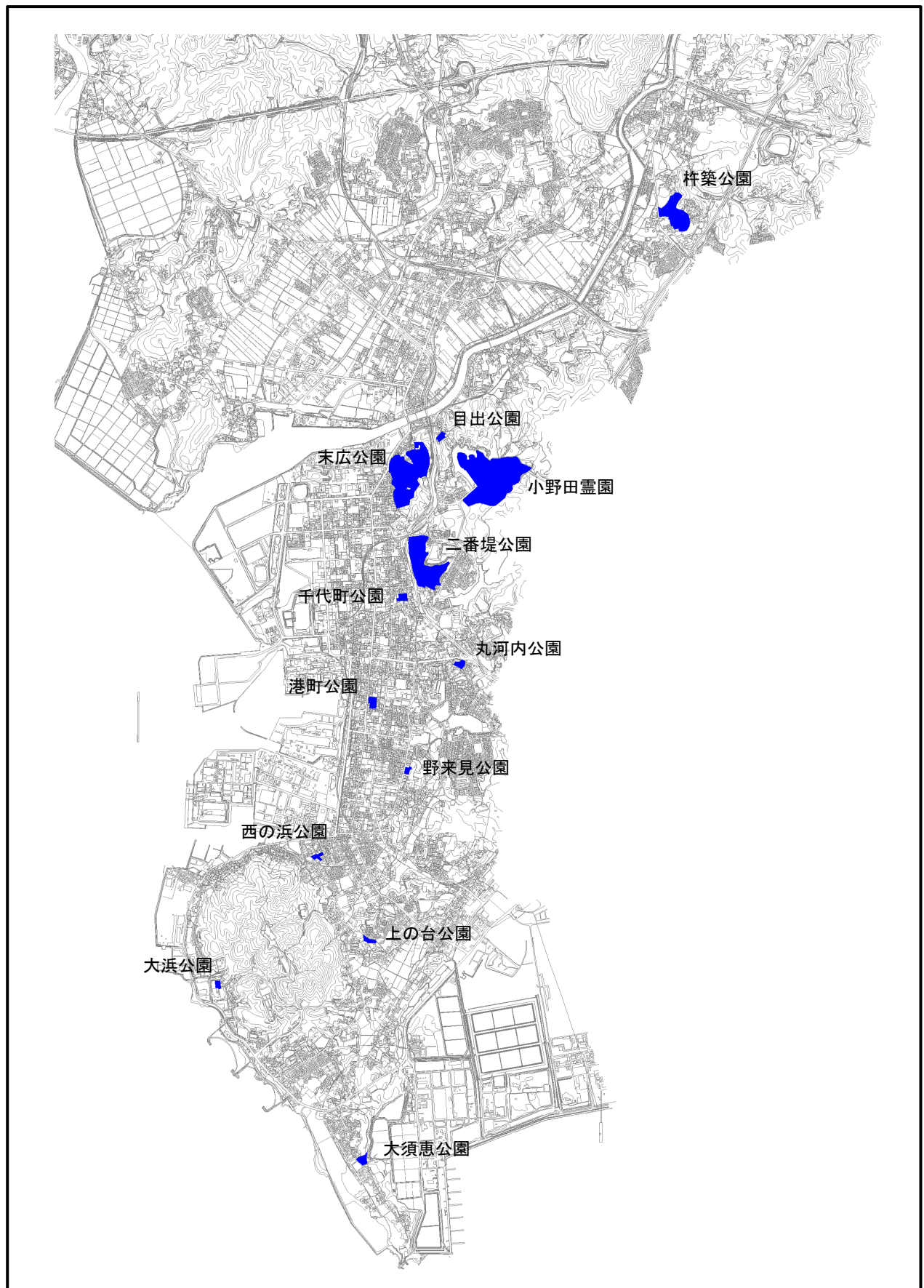


図-5 見直し対象公園の位置

## 第5章 公園の見直し評価

### 1. 評価の視点

都市計画公園は、住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものがあり、その機能、目的、利用対象等がそれぞれ異なるため、「住区基幹公園」と「都市基幹公園等」に区分して検証を行います。

| 区分                                  | 検証方法                                                                                                                     |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住区基幹公園<br>(住民に身近な公園…街区公園、近隣公園、地区公園) | 身近な緑地として地域に配置されるべき公園であり、求められている役割や特性は概ね同様のものとなっていることから、公園の配置や機能面から評価項目を設定して、同一の基準に基づいて必要性の検証を行う。計画当初の整備目的と現状との照らし合わせも行う。 |
| 都市基幹公園<br>(都市全体としての公園…総合公園、運動公園)    | 公園ごとの計画目的や役割、特性も異なることから、計画当初の目的と社会情勢の変化を照らし合わせて個別に評価を行う。                                                                 |

### 2. 住区基幹公園

- ・都市計画決定理由の適合性、公園・緑地の配置状況、緑地としての機能性の観点から、必要性の評価指標案を設定します。
- ・公園・緑地の配置状況と緑地としての機能性に関する代替性の評価指標案を設定します。
- ・概ね20年以内に事業着手が可能かどうかという観点から、関連事業の状況、買収難易度や地域コミュニティへの影響をもとに実現性の評価指標案を設定します。

#### ■ステップ1 必要性の検証案（住区基幹公園）

| 項目           | 評価項目                         | 必要性評価基準                                                                                                                                                                           |
|--------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画決定理由の適合性 | 都市計画決定理由（当初）が現状に適合しているか      | ・現状が都市計画決定理由に適合している公園を必要性ありと判断                                                                                                                                                    |
| 公園・緑地の配置状況   | 住区基幹公園の整備水準を満たしているか          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩いていける身近な場所に公園が不足している公園<sup>※4</sup>を必要性ありと判断</li> <li>・公園が位置する地区（メッシュ）内における公園総計を地区人口で割った一人当たり面積が5㎡<sup>※5</sup>未満であれば必要性ありと判断</li> </ul> |
| 緑地としての機能性    | 緑が豊かで、自然環境の維持や都市景観の形成に資する公園か | ・計画地内の過半が樹林地や水辺地としての土地利用となっている公園を必要性なしと判断                                                                                                                                         |
|              | 災害時の避難場所として機能するか             | ・面積が1ha以上 <sup>※6</sup> の公園を必要性ありと判断                                                                                                                                              |

※4 見直し対象公園から概ね半径250m圏内を歩いていける範囲とし、その範囲内を既存公園の250m圏域がカバーしてなければ公園不足地域にあるとします。

※5 （参考資料）参照

※6 「都市防災実務ハンドブック 震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き（国交省推薦）」において、一次避難地の標準規模として示されている1haを基準とします。

## ■ステップ2 代替性の検証案（住区基幹公園）

| 項目           | 必要性評価基準                           | 代替性評価基準                                                   |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 公園・緑地としての機能性 | ・歩いていける身近な場所に公園が不足している公園を必要性ありと判断 | ・各公園の誘致圏域内に、公園機能を補完する緑地（都市公園以外の運動場、児童遊園等）が存在する場合は代替性ありと判断 |

## ■ステップ3 実現性の検証案（住区基幹公園）

| 項目           | 評価項目                                           | 実現性評価基準                                                                                                                                                                                                                                                       |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
|--------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|-------|-----|----|----|-------|-------|-----|----|-----|---|----|
| 事業実施の可能性     | 関連事業の状況                                        | ・土地区画整理事業や都市計画道路等の関連事業の状況より、事業化の熟度を判断                                                                                                                                                                                                                         |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
|              | 買収難易度                                          | ・計画地内の土地利用状況から買収難易度を判断 <table><tr><td>公民種別</td><td>土地利用</td><td>買収難易度</td></tr><tr><td rowspan="3">民有地</td><td>宅地</td><td>困難</td></tr><tr><td>農地、空地</td><td>比較的容易</td></tr><tr><td>樹林地</td><td>容易</td></tr><tr><td>公有地</td><td>－</td><td>容易</td></tr></table> | 公民種別  | 土地利用 | 買収難易度 | 民有地 | 宅地 | 困難 | 農地、空地 | 比較的容易 | 樹林地 | 容易 | 公有地 | － | 容易 |
|              | 公民種別                                           | 土地利用                                                                                                                                                                                                                                                          | 買収難易度 |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
|              | 民有地                                            | 宅地                                                                                                                                                                                                                                                            | 困難    |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
| 農地、空地        |                                                | 比較的容易                                                                                                                                                                                                                                                         |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
| 樹林地          |                                                | 容易                                                                                                                                                                                                                                                            |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
| 公有地          | －                                              | 容易                                                                                                                                                                                                                                                            |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
| 地域コミュニティへの影響 | ・計画地内での住宅や事業所立地状況から、公園整備による地域コミュニティへの影響の度合いを判断 |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |

都市計画公園の整備優先順位等を考慮して、実現性を総合的に評価します。

- ① 実現性が高い区域は、都市計画公園・緑地として整備（整備保留）する
- ② 実現性が低い場合は、「手順(1)整備手法等の検討」に進む

### 手順(1)《整備手法等の検討》

●誘致圏域内において新たな代替施策の検討や都市計画事業以外での整備等、みどりの早期実現に向けた代替手法を検討し、新たな代替施策が確保できる場合や、誘致圏内の土地利用を踏まえ評価する。

→ 都市計画公園の変更または廃止（※代替施設・施策を確保した区域を廃止）

（※工場等の土地利用状況を踏まえ区域を廃止）

●社会経済情勢の変化に応じて概ね10年を目途に見直しを行い都市計画公園としての必要性和権利制限期間とのバランスを考慮し、必要性の評価から再検証する。

→ 計画は存続（整備保留）とします。

## ■ステップ4 地域性の検証案（住区基幹公園）

- ・実現性評価の結果、今後、事業化が見込めない公園・緑地について、個々の公園・緑地の実情と特性に応じた地域性に関する検証を行います。

### 【地域性検証の視点】

- ・住民ニーズ
  - …公園整備に対する住民ニーズが強く、事業化の熟度が高い場合等
- ・都市計画制限の影響
  - …これまで都市計画制限を受けてきたことで、都市計画の廃止に伴う関係者の不利益が著しく大きいと見込まれる場合等

### 3. 都市基幹公園

- ・住区基幹公園と同様に、必要性、代替性、実現性の評価指標案を設定します。
- ・ただし、都市基幹公園は、個別に計画目的と内容が異なるため、都市計画決定理由と現状との適合性や関連上位計画での位置付けを重視して検証を行うこととし、加えて整備水準による量的な検証を行います。
- ・代替性評価については、都市基幹公園である運動公園、総合公園の性格に応じた評価指標案を設定します。
- ・概ね 20 年以内に事業着手が可能かどうかという観点から、関連事業の状況、買収難易度や地域コミュニティへの影響をもとに実現性の評価指標案を設定します。

#### ■ステップ1 必要性の検証案（都市基幹公園）

| 項目           | 評価項目                    | 必要性評価基準                                                                                    |
|--------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画決定理由の適合性 | 都市計画決定理由（当初）が現状に適合しているか | 現状が都市計画決定理由に適合している公園                                                                       |
| 関連上位計画との整合性  | 関連上位計画における位置づけの有無       | 都市計画マスタープラン、緑の基本計画において、位置づけのある公園                                                           |
| 公園・緑地の配置状況   | 都市基幹公園の整備水準を満たしているか     | ＜運動公園の配置状況と面積＞<br>・都市計画人口一人当たり運動公園面積の標準値である $0.75 \text{ m}^2$ <sup>※7</sup> を満たしている公園     |
|              |                         | ＜総合公園＞<br>・その他総合公園の開設状況<br>・市民一人当たり総合公園面積の標準値である $1.5 \text{ m}^2$ <sup>※7</sup> を満たしている公園 |

※7 標準値については（参考資料）参照

#### ■ステップ2 代替性の検証案（都市基幹公園）

| 項目           | 必要性評価基準                                                                      | 代替性評価基準                                                                                                                                  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画決定理由の適合性 | ・現状が都市計画決定理由に適合している公園を必要性ありと判断                                               | ・代替できる要素はないと判断                                                                                                                           |
| 関連上位計画との整合性  | ・都市計画マスタープラン、緑の基本計画において位置づけのある公園を必要性ありと判断                                    | ・代替できる要素はないと判断                                                                                                                           |
| 公園・緑地の配置状況   | ＜運動公園の配置状況と面積＞<br>・都市計画人口一人当たり運動公園面積の標準値である $0.75 \text{ m}^2$ を満たしている公園     | ＜運動公園の配置状況と面積＞<br>・その他運動施設の合計が標準値 $0.75 \text{ m}^2$ を上回っている場合は代替性有<br>・運動公園の運動施設に加え、その他運動施設の合計面積が標準値 $0.75 \text{ m}^2$ を上回っている場合は代替性有り |
|              | ＜総合公園＞<br>・その他総合公園の開設状況<br>・市民一人当たり総合公園面積の標準値である $1.5 \text{ m}^2$ を満たしている公園 | ＜総合公園の配置状況と面積＞<br>・その他総合公園の合計が標準値 $1.5 \text{ m}^2$ を上回っている場合は代替性有り<br>・当該総合公園に加え、その他総合公園の合計面積が標準値 $1.5 \text{ m}^2$ を上回っている場合は代替性有り     |

### ■ステップ3 実現性の検証案（都市基幹公園）

| 項目           | 評価項目                                           | 実現性評価基準                                                                                                                                                                                                                                                          |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
|--------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|-------|-----|----|----|-------|-------|-----|----|-----|---|----|
| 事業実施の可能性     | 関連事業の状況                                        | ・土地区画整理事業や都市計画道路等の関連事業の状況より、事業化の熟度を判断                                                                                                                                                                                                                            |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
|              | 買収難易度                                          | ・計画地内の土地利用状況から買収難易度を判断<br><table><tr><td>公民種別</td><td>土地利用</td><td>買収難易度</td></tr><tr><td rowspan="3">民有地</td><td>宅地</td><td>困難</td></tr><tr><td>農地、空地</td><td>比較的容易</td></tr><tr><td>樹林地</td><td>容易</td></tr><tr><td>公有地</td><td>－</td><td>容易</td></tr></table> | 公民種別  | 土地利用 | 買収難易度 | 民有地 | 宅地 | 困難 | 農地、空地 | 比較的容易 | 樹林地 | 容易 | 公有地 | － | 容易 |
|              | 公民種別                                           | 土地利用                                                                                                                                                                                                                                                             | 買収難易度 |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
|              | 民有地                                            | 宅地                                                                                                                                                                                                                                                               | 困難    |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
| 農地、空地        |                                                | 比較的容易                                                                                                                                                                                                                                                            |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
| 樹林地          |                                                | 容易                                                                                                                                                                                                                                                               |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
| 公有地          | －                                              | 容易                                                                                                                                                                                                                                                               |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |
| 地域コミュニティへの影響 | ・計画地内での住宅や事業所立地状況から、公園整備による地域コミュニティへの影響の度合いを判断 |                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |      |       |     |    |    |       |       |     |    |     |   |    |

都市計画公園の整備優先順位等を考慮して、実現性を総合的に評価します。

- ① 実現性が高い区域は、都市計画公園・緑地として整備（整備保留）する
- ② 実現性が低い場合は、「手順(1)整備手法等の検討」に進む

#### 手順(1)《整備手法等の検討》

●誘致圏域内において新たな代替施策の検討や都市計画事業以外での整備等、みどりの早期実現に向けた代替手法を検討し、新たな代替施策が確保できる場合や、誘致圏内の土地利用を踏まえ評価する。

→ 都市計画公園の変更または廃止（※代替施策を確保した区域を廃止）

（※工場等の土地利用状況を踏まえ区域を廃止）

●社会経済情勢の変化に応じて概ね 10 年を目途に見直しを行い、都市計画公園としての必要性和権利制限期間とのバランスを考慮し、必要性の評価から再検証する。

→ 計画は存続（整備保留）とします。

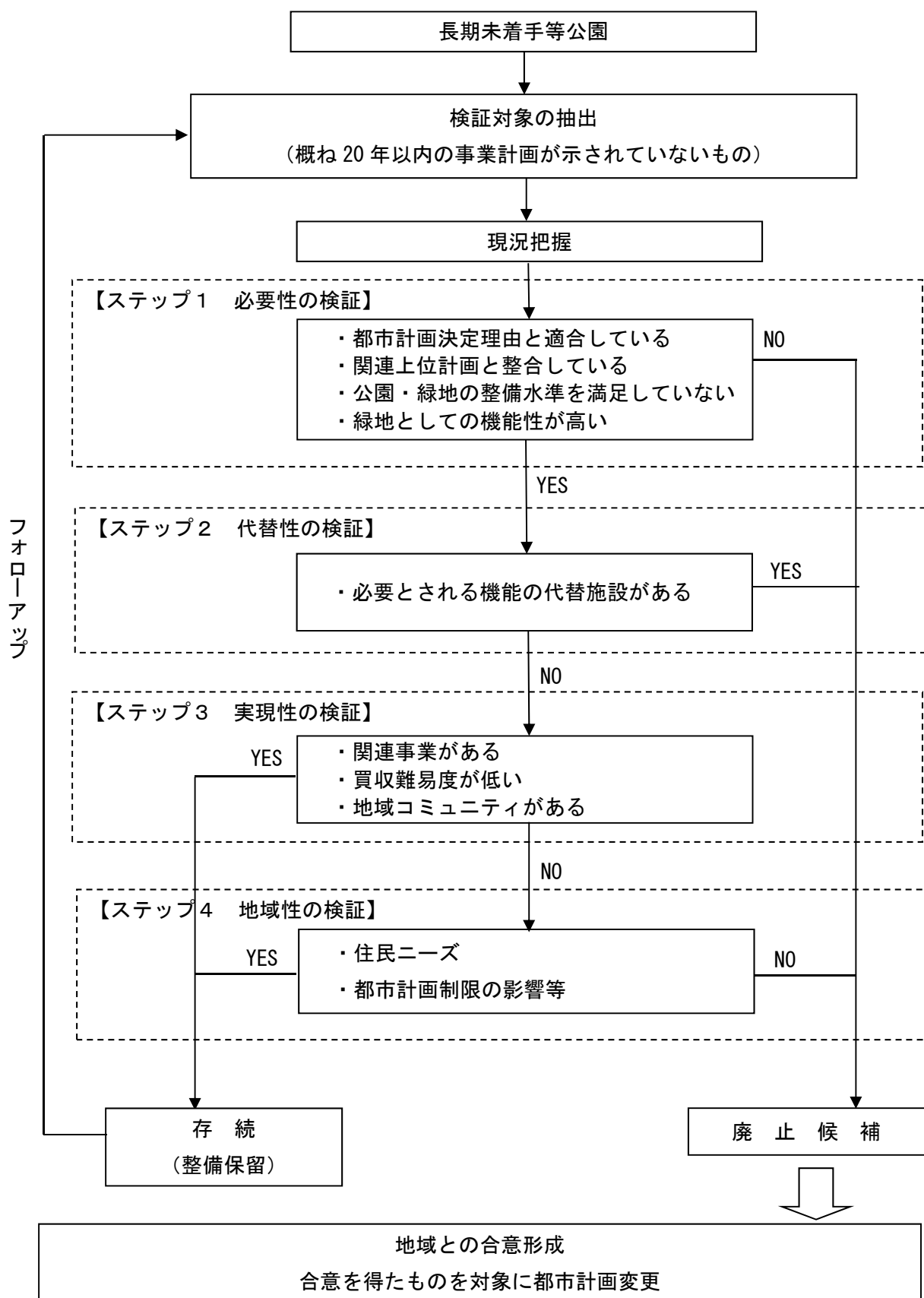
### ■ステップ4 地域性の検証案（都市基幹公園）

- ・実現性評価の結果、今後、事業化が見込めない公園・緑地について、個々の公園・緑地の実情と特性に応じた地域性に関する検証を行います。

#### 【地域性検証の視点】

- ・住民ニーズ
  - …公園整備に対する住民ニーズが強く、事業化の熟度が高い場合等
- ・都市計画制限の影響
  - …これまで都市計画制限を受けてきたことで、都市計画の廃止に伴う関係者の不利益が著しく大きいと見込まれる場合等

#### 4. 見直し検討フロー



## (参考資料)

### ■住区基幹公園の一人当たり整備水準

#### 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準について（施行令第1条の2関係）

（都市公園法運用指針（第3版） 平成29年6月 国土交通省都市局）

良好な都市環境を形成するために、長期的な観点に立って都市公園を計画的に整備し、適切に管理していくに当たっては、都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを定量的に明らかにする必要がある。このため、施行令第1条の2においては、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10㎡以上」、「5㎡以上」を参酌すべき基準として定めている。

この住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準10㎡という値については、あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10㎡を達成しても豊かさや潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから10㎡以上としているものである。例えば、過去の都市計画中央審議会答申や緑の政策大綱（平成6年建設省決定）においては、「1人あたり都市公園等面積20㎡」や「市街地における永続性のある緑地の割合を3割」が目標とされており、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告（平成19年6月）においても、「連担した市街地において永続性のある『みどり』の割合（公的緑地率）を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある」とされている。

また、市街地における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準については、当該区域が最も都市公園を必要とする区域であることから、用地の取得が困難であるという理由で都市公園の大部分が郊外に設けられるようなこととならないよう、住区基幹公園の計画的配置量等を勘案して、5㎡以上としているものである。

（中略）市町村は、このような趣旨を踏まえ、施行令第1条の2で定める基準を十分参酌し、地域における都市公園及び市民緑地の整備水準等を勘案して、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準を定めることが望ましい。都道府県においても、自らが設置する都市公園について考慮すべき標準として、管内の都市計画区域を有する市町村を対象に、一の市町村の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準及び一の市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準を、条例で定めることが考えられる。

### ■運動公園、総合公園の一人当たり整備水準

「都市計画中央審議会」平成7年7月答申における都市公園等整備の長期目標の内訳から算出した標準値10㎡/人あたりの公園種別ごとの内訳

| 公園種別    |        | 標準値の内訳<br>(㎡/人) |      |
|---------|--------|-----------------|------|
| 基幹公園    | 住区基幹公園 | 2.0             |      |
|         |        | 街区公園            | 0.5  |
|         |        | 近隣公園            | 1.0  |
|         |        | 地区公園            | 0.5  |
|         | 都市基幹公園 | 2.25            |      |
|         |        | 総合公園            | 1.5  |
|         |        | 運動公園            | 0.75 |
| その他公園   |        | 特殊公園            | 4.25 |
|         |        | 緩衝緑地            | —    |
|         |        | 都市緑地            | —    |
|         |        | 緑道              | —    |
|         |        | 都市林             | —    |
| 大規模公園   | 大規模公園  | 1.5             |      |
|         |        | 広域公園            | 1.0  |
|         |        | 国営公園            | 0.5  |
| 都市公園等合計 |        | 10.0            |      |